

学校法人愛泉学園 役員退職金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人愛泉学園の役員の退職手当支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において役員とは、次の各号のとおりとする。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事
- (3) 常務理事

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、在職期間1年以上で退職又は死亡した場合に、教職員退職金規程を準用し、係数の2倍を退職金として支給する。

(在職期間)

第4条 在職期間の年数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、6カ月以上1年未満の端数は、満1年と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第5条 役員が、任期満了の日又はその翌日に同一の役職に任命された場合は、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。
2 役員が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命された場合も同様とする。

(退職手当の支給)

第6条 退職手当は、その退職手当から控除すべき額を減じた額を直接本人に、本人が死亡した場合はその遺族に支給する。
2 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、「国家公務員退職手当法」第2条の2の規定を準用する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は、平成26年10月15日より施行する。